

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

残存価額ってなあに？

Q：償却費の計算は、取得価額、耐用年数、残存価額を基に行うということですが、残存価額とは何ですか。

A：残存価額とは、本来の用役を果たして処分される際の価額をいいます。

【解説】

残存価額とは、その資産が本来の目的に使用できなくなった際に残る価値のことをいいます。

減価償却の計算は、その資産の取得価額から残存価額を控除した金額について行われますが、残存価額を適正に見積もることが困難であることから、税法では、この残存価額を次のように定めています。

- (1)有形固定資産（坑道及び生物を除きます）
…取得価額の10%
- (2)坑道…0
- (3)無形減価償却資産…0
- (4)生物…取得価額×5%～50%（牛馬は最高10万円）

なお、有形固定資産（坑道及び生物を除きます）については、残存価額に達した後も、取得価額の5%（償却限度額）までは償却してもよいこととされています。

また、鉄筋コンクリート造などの堅固な建物、構築物又は装置については、償却可能限度額に達した後においても、さらに税務署長の認定を受けて、備忘価額（1円）までを残存使用可能期間で償却することが認められています。

